

# 障害者活躍推進計画

令和2年4月

清里町

清里町障害者活躍推進計画

機関名	清里町役場
任命権者	清里町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
清里町役場における障害者雇用に関する課題	法定雇用率に向けた採用活動を行うとともに、障害者である職員の活躍の場を確保するため、体制整備や各種取り組みが必要である。
目標	
1 採用に関する目標	【実雇用率】 令和4年6月1日時点 2.5% (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 1.86%
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍を推進するための環境整備	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いは行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
3 働き方	○時間単位の年次休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
4 人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環

	境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。
5 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。